

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業会計

事業名	農業集落排水事業（下水道事業）		
事業開始年月日	H5.6.4	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	矢掛町	職員数（H19.4.1現在）	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	344(H18)	公営企業債現在高（百万円）	2,428
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）		財政力指数	0.387
資金不足比率（％）		実質公債費比率（％）	14.2
		経常収支比率（％）	84.6

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	矢掛町農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	矢掛町長 山野通彦
既存計画との関係	矢掛町新行財政改革実施計画「集中改革プラン」(H17～H21)を基本とする
公表の方法等	ホームページ等での公表及び議会への報告
基本方針	公営企業として、コスト削減と経費の効率運用を徹底する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	43	39		82
	補償金免除額	7	11		18
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	19	16		35

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業（農業集落排水）	43,378	38,987		82,365
合 計 (A)		43,378	38,987		82,365
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		43,378	38,987		82,365

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業（農業集落排水）	18,230	15,912		34,142
合 計 (A)		18,230	15,912		34,142
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,230	15,912		34,142

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>矢掛町では西三成地区，中地区，東三成地区の3地区が既に供用開始済みであり，現在整備中の横谷地区が平成20年度末に一部供用開始をする予定である。</p> <p>これに伴い処理区域が拡大され，処理区域内人口の増加に伴う使用料収入の増加を推進し，経営の安定化を図る。</p>	
経営課題	課 題	経営健全化に向けた使用料収入の増額
	<p>横谷地区において下水道整備事業を実施をしているため公営企業債残高が平成21年度まで増加する予定であり，公営企業債の償還経費も増加するため，償還財源の確保が必要である。また，平成20年度末の処理場完成に伴い維持管理経費の確保も必要となっている。</p>	
	課 題	経営健全化に向けた経費の抑制
	<p>公営企業債の償還経費や処理施設が増えることに伴う維持管理経費が増加するため，農業集落排水事業の運営状況を加味しながら人件費の抑制や，経費の削減及び外部委託の検討を行なう必要がある。</p>	
	課 題	
留意事項	課 題	
	課 題	
	課 題	
留意事項	<p>企業債現在高については計画目標年度の平成23年度は，平成18年度と比較して287百万円増加する見込である。これは現在，平成20年度末に一部供用開始予定の横谷地区で整備事業を実施している段階であり，平成21年度整備完了時に企業債残高が2,800百万円でピークとなる。以後の企業債残高については整備事業の完了に伴い減少に転じる見込である。</p>	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	62	106	112	112	131	138	149	160	110	113	
	(1) 営 業 収 益 (B)	19	21	27	29	34	35	36	45	50	51	
	ア 料 金 収 入	19	21	27	29	34	35	36	45	50	51	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	43	85	85	83	97	103	113	115	60	62	
	ア 他 会 計 繰 入 金	43	85	85	83	93	103	113	115	60	62	
	イ そ の 他					4						
	2 総 費 用 (D)	69	78	84	88	88	85	88	90	78	78	
	(1) 営 業 費 用	26	32	36	39	37	33	40	46	55	56	
	ア 職 員 給 与 費									8	8	
	ウ ち 退 職 手 当									1	1	
イ そ の 他	26	32	36	39	37	33	40	46	47	48		
(2) 営 業 外 費 用	43	46	48	49	51	52	48	44	23	22		
ア 支 払 利 息	43	46	48	49	51	52	48	44	23	22		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	7	28	28	24	43	53	61	70	32	35		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	681	249	195	277	374	408	569	396	35	35	
	(1) 地 方 債	466	170	81	122	161	247	276	175	2	2	
	(2) 他 会 計 補 助 金	9	10	10	13	19	55	66	73	29	29	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	172	44	87	125	177	87	201	123			
	(6) 工 事 負 担 金	23	6	8	15	15	17	24	24	4	4	
	(7) そ の 他	11	19	9	2	2	2	2	1			
	2 資 本 的 支 出 (G)	688	263	225	316	417	458	627	450	60	63	
	(1) 建 設 改 良 費	664	234	193	276	366	365	515	329	17	17	
	ウ ち 職 員 給 与 費	18	18	18	18	14	14	14	14			
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	24	29	32	40	51	93	112	121	43	46	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	7	14	30	39	43	50	58	54	25	28		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	27.7	31.3	40.3	43.3	50.7	52.2	53.7	67.1	74.6	76.1	
総収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経常収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	66.7	99.1	96.6	87.5	94.2	77.5	74.5	75.8	90.9	91.1	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	69.4	80.2	75.9	74.1	71.0	74.6	75.8	71.9	54.5	54.9
	うち基準内繰入金	(%)	25.8	19.8	22.3	18.8	46.6	15.2	16.8	16.3	27.3	27.4
	うち基準外繰入金	(%)	43.5	60.4	53.6	55.4	24.4	59.4	59.1	55.6	27.3	27.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	43.5	60.4	53.6	55.4	24.4	59.4	59.1	55.6	27.3	27.4
	資本的収入分	(%)	14.5	9.4	8.9	11.6	14.5	39.9	44.3	45.6	26.4	25.7
	うち基準内繰入金	(%)	14.5	9.4	8.9	11.6	14.5	39.9	44.3	45.6	26.4	25.7
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/㎡) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	前回供用開始をした東三成地区を参考に、新規加入者数を推計。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については全額算入し、使用料収入の増加による赤字補填的な繰入金の削減努力を行なう。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	横谷地区において現在整備事業の実施中であり、平成20年度末一部処理場供用開始、平成21年度に事業完了予定である。売却資産なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成21年度横谷地区整備完了に伴い、農業集落排水事業会計の職員削減。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1093"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2139 427">集中改革プラン(総職員数の減223人、210人、13人、5.8%の減)達成に向けた改革(平成19年度現在職員数 9人、達成率69.2%)を行ない、経営健全化計画期間の平成23年度まで、下水道事業の運営状況を加味しながら段階的に職員の削減を行なう。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2139 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2139 675">国家公務員の給与構造改革にのっとり、給与を支給。ただし、地域手当は支給なし。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2139 818">農業集落排水事業では公務員として技能労務に従事する職員なし。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2139 954">平成17年度末をもって退職時特別昇給は廃止。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2139 1093">岡山市市町村職員共済事務組合及び岡山市市町村総合事務組合の規定に基づく。(課題)</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プラン(総職員数の減223人、210人、13人、5.8%の減)達成に向けた改革(平成19年度現在職員数 9人、達成率69.2%)を行ない、経営健全化計画期間の平成23年度まで、下水道事業の運営状況を加味しながら段階的に職員の削減を行なう。(課題)	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革にのっとり、給与を支給。ただし、地域手当は支給なし。(課題)	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	農業集落排水事業では公務員として技能労務に従事する職員なし。	退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年度末をもって退職時特別昇給は廃止。(課題)	福利厚生事業のあり方	岡山市市町村職員共済事務組合及び岡山市市町村総合事務組合の規定に基づく。(課題)	
地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プラン(総職員数の減223人、210人、13人、5.8%の減)達成に向けた改革(平成19年度現在職員数 9人、達成率69.2%)を行ない、経営健全化計画期間の平成23年度まで、下水道事業の運営状況を加味しながら段階的に職員の削減を行なう。(課題)												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革にのっとり、給与を支給。ただし、地域手当は支給なし。(課題)												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	農業集落排水事業では公務員として技能労務に従事する職員なし。												
退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年度末をもって退職時特別昇給は廃止。(課題)												
福利厚生事業のあり方	岡山市市町村職員共済事務組合及び岡山市市町村総合事務組合の規定に基づく。(課題)												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1201 611 1476"> <tr> <td data-bbox="145 1201 611 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1201 2139 1345">処理場管理の民間委託は実施済みであり縮減可能と思われるものは実施しているが、平成20年度末に横谷地区の処理場が稼働する予定であり、今後維持管理費は増加する見込みであるが、引き続き経費の節減努力は継続する。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1345 611 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</td> <td data-bbox="611 1345 2139 1476">民間委託可能分野の調査研究を行なう。(課題)</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	処理場管理の民間委託は実施済みであり縮減可能と思われるものは実施しているが、平成20年度末に横谷地区の処理場が稼働する予定であり、今後維持管理費は増加する見込みであるが、引き続き経費の節減努力は継続する。(課題)	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	民間委託可能分野の調査研究を行なう。(課題)									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	処理場管理の民間委託は実施済みであり縮減可能と思われるものは実施しているが、平成20年度末に横谷地区の処理場が稼働する予定であり、今後維持管理費は増加する見込みであるが、引き続き経費の節減努力は継続する。(課題)												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	民間委託可能分野の調査研究を行なう。(課題)												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	売却可能資産なし。 赤字補填的な一般会計からの基準外繰出もあり、使用料金の適正化を図るため平成18年度に料金体制を見直し、11.7%の引き上げを行なった。使用料金の適正化については、今後とも必要に応じて検討を行なう。（課題 ）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	ホームページ等での公表及び議会への報告。 導入に向けて検討を行なう。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成21年度の横谷地区事業完了に伴い、事業運営の状況により段階的に職員の削減を行ない、人件費総額の抑制を行なう。（課題 ）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金収入の増額に努めるとともに、人件費・物件費の削減に努め、経営の効率化を図る。（課題 ）
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成20年度末の横谷地区処理場の一部供用開始に伴い、料金収入を増やすため加入世帯の増加を図り、経営の安定化を図る。（課題 ）
4 その他	企業債現在高については計画目標年度の平成23年度は、平成18年度と比較して287百万円増加する見込である。これは現在、平成20年度末に一部供用開始予定の横谷地区で整備事業を実施している段階であり、平成21年度整備完了時に企業債残高が2,800百万円でピークとなる。以後の企業債残高については整備事業の完了に伴い減少に転じる見込である。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	2,705	2,793	2,761	2,763	2,743		2,743	3,773	3,773	3,773	3,773		
	A 増減	1,057	88	32	2	20		1,095	0	1,030	0	0	1,030	
	水洗便所設置済人口(人)	1,517	1,969	2,190	2,267	2,308			2,354	2,423	3,095	3,335	3,397	
	B 増減	49	452	221	77	41		742	46	69	672	240	62	1,089
	水洗化率(%)	56.1	70.5	79.3	82.0	84.1			85.8	64.2	82.0	88.4	90.0	
	C 増減	38.9	14.4	8.8	2.7	2.1		11	1.7	21.6	17.8	6.4	1.6	5.9
	有収水量(m³)	128,000	158,000	190,283	199,774	200,718			204,798	210,801	269,265	290,145	295,539	
	D 増減	3,000	30,000	32,283	9,491	944		69,718	4,080	6,003	58,464	20,880	5,394	94,821
	使用料単価(円/m³)	145	135	142	147	168			169	169	169	171	171	
	E 増減	8	10	7	5	21		31	1	0	0	2	0	3
料金改定率(%)														
F 増減	0.0	0.0	0.0	0.0	11.7		11.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収納率(%)	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9			99.9	99.9	99.9	99.9	99.9		
G 増減	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他()														
H 増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	6,200	7,113	9,025	14,701	16,848		17,350	17,800	22,735	49,600	50,600		
	増減	207	913	1,912	5,676	2,147		10,855	502	4,935	26,865	1,000	33,752	
	職員数(人)	3	3	3	2	2			2	2	2	1	1	
	増減	0	0	0	1	0		1	0	0	1	0	1	
	管理運営費(千円)	69,150	77,889	84,811	101,221	103,255		108,869	118,550	130,211	133,841	137,833		
	I 増減	38,686	8,739	6,922	16,410	2,034		72,791	5,614	9,681	11,661	3,630	3,992	34,578
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	26	28	31	37	38			40	31	35	35	37	
	J 増減	8	2	3	6	1		20	2	9	4	0	2	1
	汚水処理原価(円/m³)	524	484	429	472	297			291	283	221	205	202	
	K 増減	31	40	55	43	175		196	6	8	62	16	3	95
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	209	204	192	197	190			186	181	141	131	129		
L 増減	25	5	12	5	7		44	4	5	40	10	2	61	
その他()														
M 増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
使用料回収率(%)	27.7	27.9	33.1	31.1	56.6			58.1	59.7	76.5	83.4	84.7		
(E/K×1,000)	0.1	0.2	5.2	2.0	25.5			1.5	1.6	16.8	6.9	1.3		
累積欠損金比率(%)														
増減	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
企業債現在高(百万円)	2,046	2,187	2,236	2,319	2,428			2,582	2,746	2,800	2,759	2,715		
増減	441	141	49	83	109			154	164	54	41	44		
収入の確保	使用料収入(千円)	18,600	21,340	27,074	29,401	33,695		34,700	35,600	45,470	49,600	50,600		
	改善額	621	2,740	5,734	2,327	4,294		15,716	1,005	1,905	11,775	15,905	16,905	47,495
	有収水量の増加	621	2,740	5,734	2,327	352		11,774	1,005	1,905	11,775	15,905	16,905	47,495
	使用料の適正化	0	0	0	0	3,942		3,942	0	0	0	0	0	0
	収納率の向上							0						
	その他()													
改善額							0						0	
経営の効率化	管理運営費(千円)	69,150	77,889	84,811	101,221	103,255		108,869	118,550	130,211	133,841	137,833		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	15,931	16,024	15,916	16,136	12,186		14,107	14,107	14,107	7,107	7,107		
	改善額	75	0	108	213	4,223		4,619	0	0	5,079	5,079	10,158	
	職員給与費の適正化	75	0	108	0	3,950		4,133	0	0	5,079	5,079	10,158	
	維持管理費(上記以外)の適正化 (処理場薬品単価の見直し)	0	0	0	213	273		486						0
	うち職員給与費中の退職手当	1,584	1,658	1,748	1,754	1,521		1,537	1,537	1,537		769	769	
その他()														
改善額							0						0	
							計画前5年間改善額 合計	20,335					改善額 合計	57,653

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

使用料適正化の考え方

平成18年度に使用料改定済みであり、今後必要に応じて使用料の適正化を図る。

民間委託の取組状況

現在稼働中の処理場管理については民間業者に委託済みであり、平成20年度供用開始予定の横谷地区処理場管理についても、民間業者に委託予定である。

その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 17,630